

会員業務仕様書（基本形）

（会員への業務の委託）

第1条 ●●●（以下「発注者」という。）は、公益社団法人鎌倉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じて、●●●会員に対して以下に記載する業務（以下「本件会員業務」という。）を委託する。

（1）（業務の内容）

就業会員が行う本件会員業務については、●●●業務とする。

（2）（会員業務委託料）

発注者は、本件会員業務の対価として、当該業務を実施する会員に対して、1日当たり8,134円（1,162円×7時間）を支払う。

（3）（業務を行う場所）

業務を行う場所については、●●●とする。

（4）（業務の履行期間等）

業務の履行期間については、2025年●月●日から2026年●月●日までとする。

（その他の就業条件）

第2条 前条に定めるもののほか、本件会員業務に係る就業条件は、別紙「会員業務就業規約」に定めるところによる。

（その他）

第3条 本仕様書及び別紙「会員業務就業規約」に定めのない事項については、発注者及びセンターが協議し、かつ、本件会員業務を実施する会員の同意を得て、決定するものとする。本仕様書又は別紙「会員業務就業規約」の各条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

令和●年●月●日

公益社団法人 鎌倉市シルバー人材センター